

議 事 録

農 業 委 員 会 総 会

(平成 29 年 6 月 2 日)

吉野ヶ里町農業委員会

1. 日時 平成 29 年 6 月 2 日 (金) 午前 9 時 00 分

2. 場所 吉野ヶ里町役場東脊振庁舎 大会議室

3. 出席者の状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の有無	議席 番号	氏 名	出欠等 の有無
会長	池 田 純	出	松隈	築 地 孝 彦	欠
副会長	米 倉 薫	出	石動	大 坪 敏 博	出
2	江 口 啓 子	出	三津	中 村 康 行	出
3	高 尾 洋 子	出	大曲	柿 本 利 憲	出
4	大 澤 泰 久	出	吉田	北 島 知 典	出
6	橋 本 修 二	出	田手	山 崎 茂 人	欠
7	古 川 義 國	出	豆田	大 隈 茂 次	欠
8	木 下 大 学	出	箱川	岩 橋 孝 行	欠
9	材 木 清 豊	出			
10	中 島 弘 美	出			
11	原 武 学	出			

4. 本会議の書記は次のとおりである。

事務局	[局 長] 徳安 信之	副課長 梅野 和子 係員 田中 貴章
-----	-------------	-----------------------

5. 議事録署名委員の指名 8 番 木下 大学 委員 9 番 材木 清豊 委員

6. 議 事

第 1 号議案	2a 未満農業用施設の届出について	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 3 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	13 件
第 4 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 28 年度 点検・評価及び平成 29 年度活動計画について	
第 5 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	3 件
第 2 号報告	農地転用許可不要届	1 件

〔開会 午前 9 時 00 分〕

- **事務局長** 皆さんおはようございます。只今より平成 29 年 6 月の吉野ヶ里町農業委員会総会を開催致します。それでは、会長の挨拶をお願いします。
- **会長** 皆さんおはようございます。麦刈りも始まり大変お忙しいと思いますので短時間で終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。
- **事務局長** それでは本日の出席委員ですが、11 名中 11 名ですので定足数に達しております。総会は成立致します。推進委員は 4 名出席です。それでは、吉野ヶ里町農業委員会会議規則の第 6 条に基づき、議長は会長が努めることとなっておりますので、以降の議事進行は池田会長にお願い致します。

(会長、これより議長に変わる。)

- **議長** それでは、総会の次第によりまして、議事録署名委員の指名を行います。
8 番 木下 大学委員、9 番 材木 清豊委員、議事録署名をお願い致します。
- **議長** 3 番の議題に入ります。

第 1 号議案	2a 未満農業用施設の届出について	1 件
第 2 号議案	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件	4 件
第 3 号議案	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく平成 29 年度 第 3 号農用地利用集積計画(案)の決定案件	13 件
第 4 号議案	農業委員会の適正な事務実施に基づく平成 28 年度 点検・評価及び平成 29 年度活動計画について	
第 5 号議案	農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件	1 件
第 1 号報告	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	3 件
第 2 号報告	農地転用許可不要届	1 件

以上を議題と致します。それでは早速、第 1 号議案に入ります。2a 未満農業用施設の届出について説明を求めます。

- **事務局長** 1 ページをごらんください。
第 1 号議案 2a 未満農業用施設の届出について説明します。
整理番号 届出-1 を朗読。
この案件につきましては、農振農用地区域除外の軽微な変更が行われた案件となっており、申請地につきましては、3 ページに位置図、2・4 ページに字図の写し、5 ページに土地利用計画図、6 ページに農業用倉庫内の配置図、7 ページに立面図を添付しております。説明につきましては以上です。
- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。この案件は 2a 未満農業用施設の届出とな

っております。何か質問はありませんか。

- **議長** ご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり承認したいと思います。

- **議長** それでは、第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件 整理番号5-1について説明を求めます。

- **事務局長** 8ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件5-1を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、教育施設から概ね300m以内に存する農地であり、第3種農地と判断されます。転用目的である一般住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、9・10ページに位置図、11ページに字図の写し、12ページに土地利用計画図、13ページに家屋の平面図、14・15ページに立面図、16ページに断面図、17ページにカーポートの図面を添付しております。説明は以上です。

- **議長** はい、事務局の説明が終わりました。地元委員、〇〇委員をお願いします。
- **〇〇番（〇〇委員）** 特に問題ないと思います。
- **議長** はい、地元委員としても問題ないということでした。質疑のある方はお願い致します。
- **議長** 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致します。

- **議長** 続きまして、整理番号 5-2について説明を求めます。

- **事務局長** 18ページをお願いします。第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請案件5-2を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域

外となっています。農地の区分は、教育施設から概ね 300m以内に存する農地であり、第 3 種農地と判断されます。転用目的である進入路として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、18－1 ページに位置図、19 ページに字図の写し、20 ページに土地利用計画図、21 ページにつきましては始末書、22 ページに現況写真を添付しております。説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。この案件につきましても、〇〇委員お願いします。

○ 〇〇番（〇〇委員） 以前から進入路として使用されていたものの追認ということで、特に問題ないと思います。

○ 議長 はい、地元委員としても問題ないということでした。質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 続きまして、整理番号 5－3 について説明を求めます。

○ 事務局長 23 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 5－3 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である一般住宅として適地と判断され申請されるものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、24 ページに位置図、25 ページに字図の写し、26 ページに土地利用計画図、27・28 ページに家屋の平面図、29 ページに立面図を添付しております。説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。この案件につきましても、〇〇委員願

いします。

○ ○○番（○○委員） この案件につきましては、隣接地もすでに住宅化されており、特に問題ないと思います。

○ 議長 はい、地元委員としても問題ないということでした。質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

○ 議長 続きまして、整理番号 5-4 について説明を求めます。

○ 事務局長 30 ページをお願いします。第 2 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請案件 5-4 を朗読。

申請地は、農振農用地区域外であり、ほ場整備区域外で、国営筑後川土地改良事業区域外となっています。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断されます。転用目的である資材置場の候補地選定の結果、他の土地に立地することが困難であり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられます。

申請地の位置等につきましては、31・33・34 ページに位置図、32 ページに字図の写し、35 ページに土地利用計画図、36 ページにつきましては始末書、37・38 ページに現況写真を添付しております。説明は以上です。

○ 議長 はい、事務局の説明が終わりました。この案件につきましても、○○委員お願い致します。

○ ○○番（○○委員） この案件につきましても、隣接地がすでに宅地化されており、特に問題ないと思います。

○ 議長 はい、地元委員としても問題ないということでした。質疑のある方はお願い致します。

○ 議長 他にございませんか。他にご質疑等もないようでございますので、この案件に賛

成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。申請どおり県の方に進達致したいと思います。

- **議長** 続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画集計表 利用権設定関係の説明をお願いします。

- **事務局長** 39ページをごらんください。

第3号議案 農用地利用集積計画集計表について説明します。案件としましては、新規が11件で、再設定が2件で計の13件となっております。田が31筆で46,981㎡、畑0筆、合計で31筆、46,981㎡となっております。

次に40ページをお願いします。農用地利用集積事業実施状況は、利用権設定の前回までの累計面積4,422,293.37㎡、今回解約面積42,508㎡、今回計画といたしまして46,981㎡、現在の合計4,040,744.76㎡となっております。農用地利用集積計画については以上です。

- **議長** 事務局の説明が終わりました。利用権設定関係で、質疑のある方はお願いします。ございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。はい、全員挙手です。申請どおり認めていきたいと思えます。

- **議長** それでは、第4号議案 農業委員会の適正な事務実施について説明をお願いします。

- **事務局長** 41ページをお願いします。

この案件につきましては、先月の総会で説明をさせていただき承認いただいております。その後、ホームページに掲載し意見聴取を行いましたが、意見等はありませんでした。このことをご報告させていただき、総会後に公告を行い、県に提出させていただく予定です。説明は以上です。

- **議長** はい。事務局よりこれまでの経過及び今後の行程について説明が終わりました。皆様もう一度ご確認いただき、活動に活かしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ **議長** 続きまして、第 5 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明をお願いします。

○ **事務局長** 50 ページをごらんください。

第 5 号議案 農業経営改善計画の認定に伴う農業委員会の意見聴取案件について説明します。

申請者は、〇〇、再申請となっております。

詳細につきましては、農林課から説明します。

○ **農林課** 52 ページをお願いします。

農業経営改善計画認定申請書を朗読。説明につきましては以上です。

○ **議長** 事務局及び農林課の説明が終わりました。何かご質疑等はございませんか。特にご質疑もないようでございます。この案件に対して賛成の方、挙手をお願いします。

はい、全員挙手です。意義等がない旨回答したいと思います。

○ **議長** 続きまして、第 6 号議案 非農地証明願 証明－1 の説明をお願いします。

○ **事務局長** 58 ページをごらんください。

第 6 号議案 非農地証明願 証明－1 を朗読。

申請地につきましては、59 ページに字図の写し、60 ページに位置図、61 ページに地区関係者の証明書を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** はい、事務局の説明が終わりました。何かご質疑等はございませんか。

○ **議長** 特にご意見等もないようでございますので、この案件に賛成の方、挙手をお願い致します。はい、全員挙手です。非農地証明をしたいと思います。

○ **議長** それでは、第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認 合意解約－1 について説明をお願いします。

○ **事務局長** 62 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－1 を朗読。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、関連しますので合意解約－２・３ 続けて説明をお願いします。

○ **事務局長** 63・64 ページをお願いします。

第 1 号報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認合意解約－２・３ を朗読。

この 2 件につきましては、文化体育館建設に伴う買収のための解約となっております。

説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。文化体育館建設に向けての合意解約の報告となっております。

○ **議長** 続きまして、第 2 号報告 農地転用許可不要届について説明をお願いします。

○ **事務局長** 65 ページをお願いします。

第 2 号報告 農地転用許可不要届－1 を朗読。

届出地の位置等につきましては、66・67 ページに位置図、68 ページに字図の写し、69・71 ページに土地利用計画図、70 ページに現況平面図、72・74 ページに計画平面図、73 ページに立面図、75・76・77・78 ページに断面図を添付しております。説明は以上です。

○ **議長** 事務局の説明が終わりました。土地収用法に伴う許可不要届となっております。

○ **事務局長** それでは、以上で、本日予定しておりました議題は、すべて終了致しました。
これをもって、本日の総会は終わります。

閉会 午前 10 時 20 分